

第2章

計画の内容

少子高齢化が進む中で、全ての人々が生きがいを持って安心して暮らすためには、男女がお互いに認め合いつつ、責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。そのために、以下の3つの基本目標を推進していきます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

基本目標Ⅱ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり

基本目標Ⅲ 女性の活躍できる社会づくり

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

誰もが自分らしく生活できる社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、性別によることなくそれぞれの個性と能力を十分に発揮できたり、それぞれの人権が尊重されたりされる社会づくりが重要です。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識、暴力や差別についても未だに存在しているのが現状です。

そのため、家庭、地域、教育等あらゆる場において、男女共同参画社会の実現へ向けた意識づくりに取り組みます。

重点目標

- 1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透
- 2 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発
- 3 あらゆる暴力の根絶
- 4 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援

重点目標1 あらゆる分野における男女平等意識の浸透

【現状と課題】

- 家庭は「社会の縮図」とも言われるように、家庭において男女が協力することは、社会を変えることにつながり、また女性が活躍していくことにもつながります。
- しかし、家庭・地域が変化するだけでは、多様化していく社会に対応していくことはできず、事業所や事業主の意識が変化していくことも重要です。
- 市民意識調査では、「共働きで、共に家庭を守る」ことが希望に最も近いと7割の人が回答していました。ただし、現状としては「共働きで、共に家庭を守る」の割合は、33.2%に留まっています。
- 「共働きで、主に妻が家事・育児をする」が現状であると回答している人は、32.1%であり、このことから依然として、家庭での家事・育児・介護等については、女性の負担が大きいことが窺えます。
- そのため、家庭や地域において男女平等意識を醸成し、お互いに協力できる態勢を整えることが必要です。
- また、LGBTなど性的少数者に対する理解の促進が課題です。

(1) 行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|-----------------------------|----------------------------------|----------------|
| (1) 家庭・地域における固定的性別役割分担意識の解消 | 1 家庭内における男女平等意識の醸成を図ります | 企画課 |
| | 2 男女が共に家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します | 市民生活課 高齢福祉課 |
| (2) 職場における固定的性別役割分担意識の解消 | 1 事業所等に対し、広報誌等による周知・啓発に努めます | 地域振興課 |

(2) 市民の皆さまの役割

- ① 家庭において男女が協力して家事・育児・介護を行いましょう。
- ② 家事・育児・介護を学ぶ研修会等に積極的に参加しましょう。
- ③ 女性が積極的に地域行事へ参加できるように働きかけ、女性自身も積極的に参加しましょう。

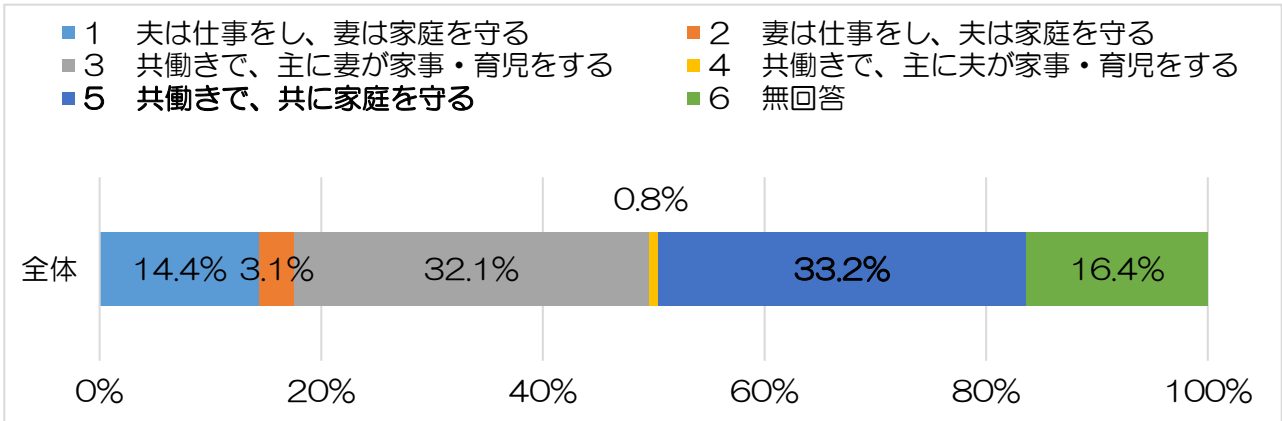
(3) 事業主の皆さまの役割

- ① 職場における性別分担役割意識が解消されるよう推進しましょう。

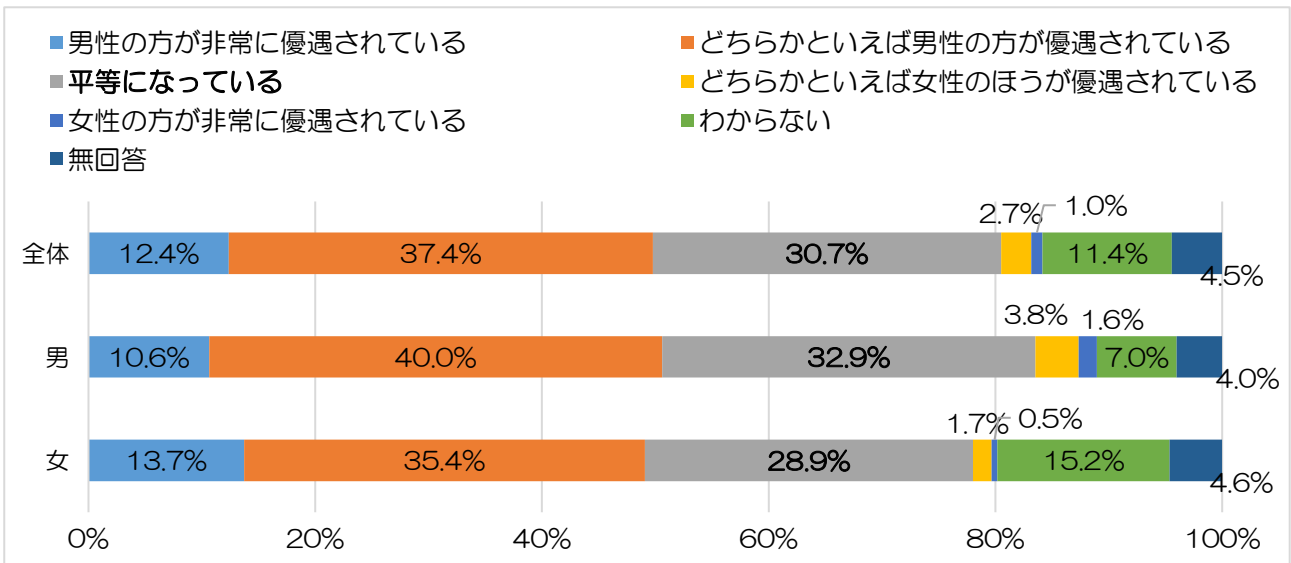
(4) 指標

| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状(年度) | R6 年度目標 |
|-----|---|--------|---------------|---------|
| 1 | 「仕事」と「家庭」の優先度について、「共働きで、共に家庭を守る」ことが現状に近いと回答する人の割合 | 市民意識調査 | 33.2% (R1) | 増加 |
| 2 | 「職場」での男女の地位が、平等になっていると回答する人の割合 | 市民意識調査 | 30.7% (R1) | 増加 |

● 「共働きで、共に家庭を守る」ことが現状に近いと回答する人の割合



● 職場における男女の地位の平等に対する考え



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

重点目標2 保育園・幼稚園・学校における男女平等意識の啓発

【現状と課題】

- 次世代を担う子どもが男女共同参画の理解を深めることは、今後の社会全体における男女共同参画の推進につながります。
- そのためには、人格が形成される過程において男女平等教育により、子どもが個性と能力を発揮できるように育てていくこと、また、保育士や教員のような教育関係者は、様々な教育活動の中で性別による固定的な役割分担意識にとらわれないよう配慮することが重要です。
- 保育園では男女を意識させない保育、学校では男女平等を意識した教育が行われていることから、今後も引き続き、教育関係者を対象とした男女平等意識の高揚を図るとともに、男女平等教育を充実させることが必要です。
- 加えて、LGBT など性的少数者に関することについても、個を尊重し、差別されることのないよう柔軟な対応を心がけます。

(1) 行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|------------------|--------------------------------------|-----------------|
| (1) 男女平等意識に基づく指導 | 1 学習指導要領に沿った男女平等意識を育む教育を行います | 学校教育課 |
| (2) 教育関係者への意識啓発 | 1 保育士、教育関係者への男女平等教育に関する研修会への参加を促進します | 学校教育課 子ども若者課 |

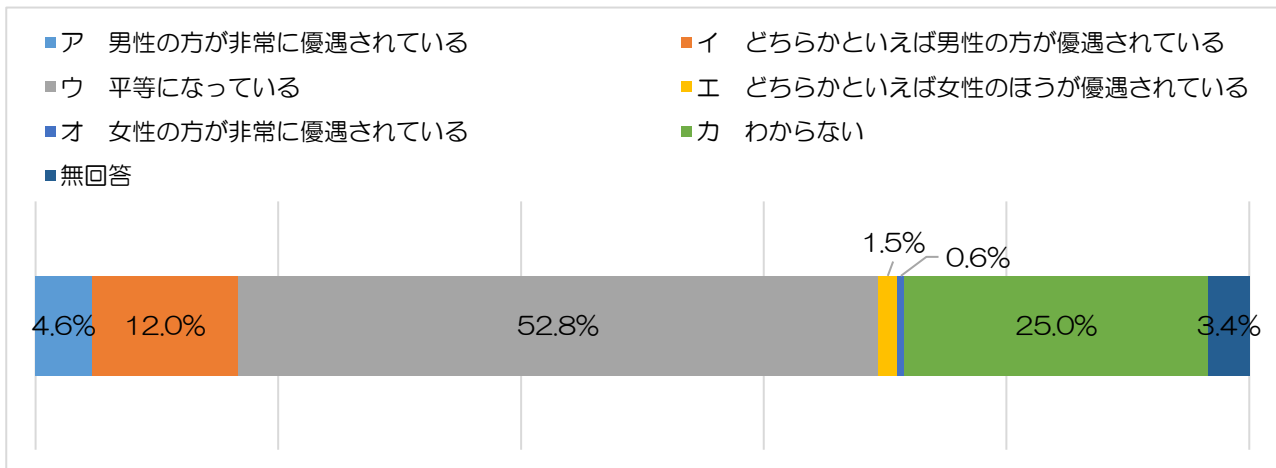
(2) 市民の皆さまの役割

- ① 保育園や学校において男女平等意識を醸成できるように家庭や地域でも意識していきましょう。

(3) 指標

| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状（年度） | R6 年度目標 |
|-----|---|--------|---------------|---------|
| 3 | 子どもがいると回答した人で、学校教育の場において「男女が平等である」と思う人の割合 | 市民意識調査 | 52.8% (R1) | 増加 |

●学校教育の場における男女の地位の平等に対する考え（子供がいると回答した人のみ抽出）



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

【コラム】LGBTとは？

近年、「LGBTQ」や「LGBTQIA+」といった言葉をテレビ等でも、見かけることが増えてきているのではないのでしょうか。

一般的にLGBTとは・・・

L（レズビアン）…心の性が女性で恋愛対象も女性の人

G（ゲイ）…心の性が男性で恋愛対象も男性の人

B（バイセクシャル）…恋愛対象が女性にも男性にも向いている人

T（トランスジェンダー）・・・身体の性と心の性が一致していないため、身体の性に違和感を持つ人
 その他にも、「Q（クエスチョニング）」、自分の性自認や性的指向を決めたくない/意図的に決めていない/決まっていない人のことを指す言葉もありますが、性（セクシュアリティ）は多様であり、そして

個人の尊厳に関わる大切な問題です。

近年では、地方自治体が「パートナーシップ制度」という同姓カップルに対して、2人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、自治体独自の証明書を発行する制度等もあります。

重点目標3 あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

- 性別による差別的な扱いや、相手の意に反した性的な言動、暴力等は人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上でも重要な課題です。
- 市民意識調査結果を見ると暴力は男女共に存在していますが、依然としてその対象者は女性が多くなっています。
- また、市民意識調査において、DV※を受けたが「どこ・誰にも相談しなかった（できなかった）」と回答した人に、なぜ相談しなかった（できなかった）のか尋ねたところ、男性は「どこ・誰に相談していいのかわからなかったから」という回答が多く、女性は、「安心して相談できる場所・人がいなかったから」という回答が最も多くありました。
- そのため、あらゆる暴力を防止するための啓発と安心して相談できる環境づくりが必要です。

※ドメスティックバイオレンス（DV）

明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されており、身体的なものだけでなく、精神的・性的・経済的なものも含まれます。

（1）行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|----------------------|-------------------------------|--------------------------|
| (1) あらゆる暴力を許さない意識づくり | 1 DV等を防止するための啓発を推進します | 子ども若者課 |
| | 2 関係機関等との連携や適切な相談機関の情報提供に努めます | 子ども若者課 社会福祉課 市民生活課 |

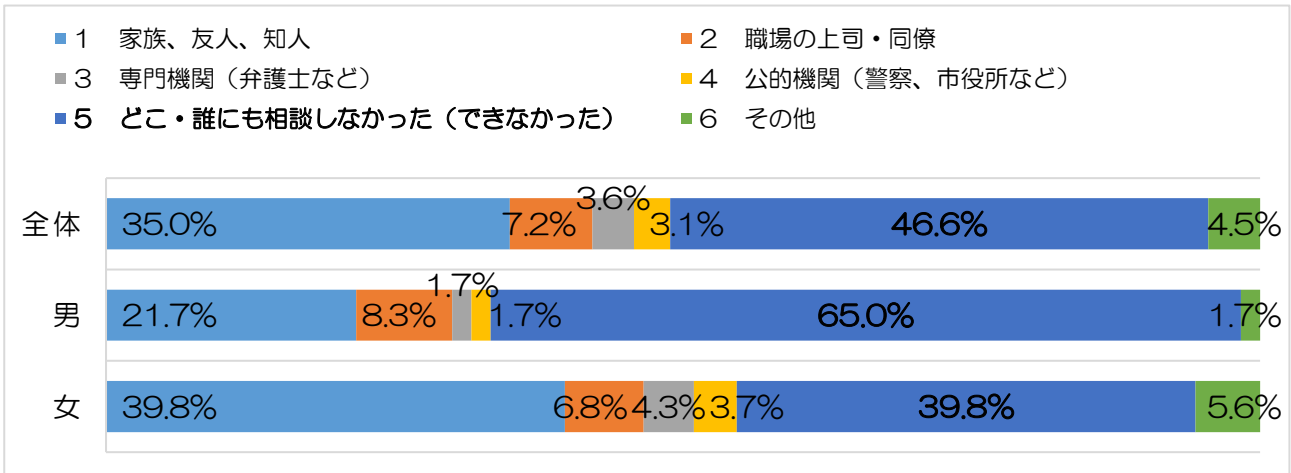
（2）市民の皆さまの役割

- ① DVやハラスメント等、あらゆる暴力は決して許される行為ではないことを理解しましょう。
- ② DVを含む様々な暴力被害を受けた場合は、ひとりで抱えこまず相談しましょう。
- ③ DVやDVの疑いのあることを発見した場合には、公的機関（児童相談所、警察署）に通報しましょう。

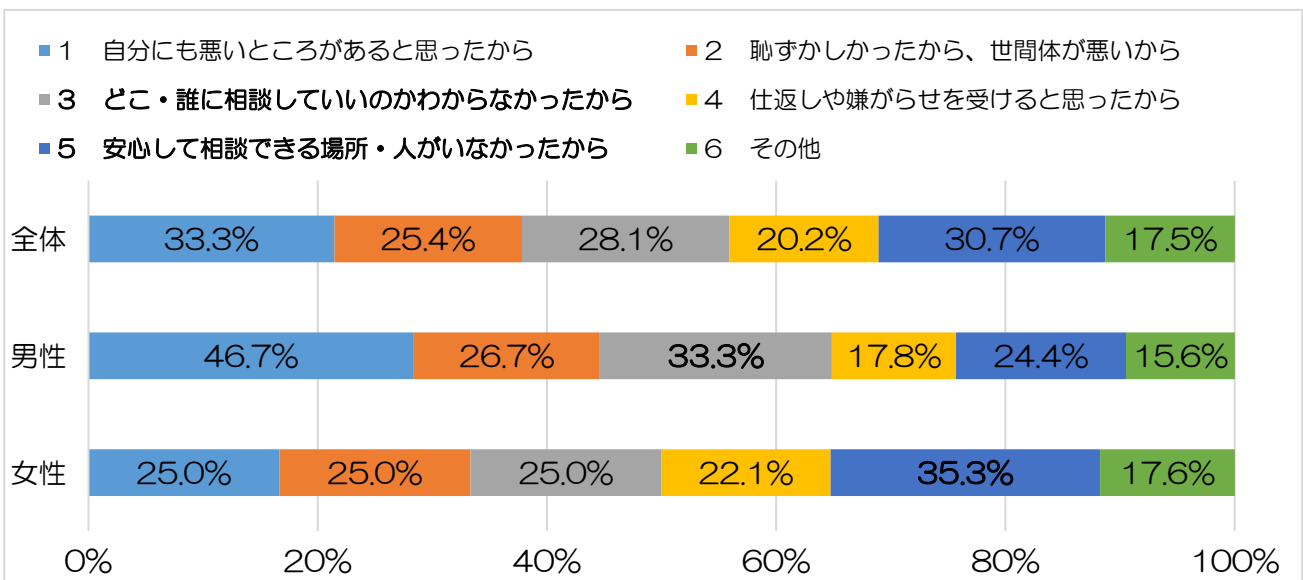
（3）指標

| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状（年度） | R6 年度目標 |
|-----|---|--------|---------------|---------|
| 4 | DVの被害について「相談しなかった」理由のうち、「安心して相談できるところがなかった、人がいなかった」人の割合 | 市民意識調査 | 30.7% (R1) | 減少 |

●DV 被害を受けた際、誰かに相談したか



●どこ・誰にも相談しなかった（できなかった）理由について



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

【コラム】デートDVについて

デートDVとは、交際中のカップルの間に起こるDVのことです。DVは潜在化しやすい問題です。

「付き合っているから当たり前」、そのように思っていることはないでしょうか。

今、恋人がいる方も、いない方も下記について考えてみてください。

〈こんなことはありませんか？〉

- 「バカ」「うざい」など傷つくことを言う
- 友達との付き合いを制限する
- 性行為を強要する
- デート費用をまったく払わない
- メールなどをチェックする

□に1つでもチェックがついたら、2人の関係は対等ではありません。どのような暴力であっても、暴力をふるうことは許されるものではありません。暴力によらないコミュニケーション方法を模索しましょう。

重点目標4 生涯を通した心身の健康づくりへの支援

【現状と課題】

- 健康づくりは男女ともに必要なことです。加えて、女性は妊娠・出産を経験する可能性があり、男性とは異なった健康上の課題があることを男女が共に認識することが重要です。
- 市民意識調査の結果では、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※」という言葉の認知度は依然として低く、普及啓発が十分な状況とは言えません。
- そのため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」とは、どのようなことを指しているのか、性と生殖に関する健康と権利に関する知識を普及させるとともに、避妊、不妊、子育て、更年期障害等あらゆる場面に応じた相談体制を整えていく必要があります。

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことを言います。1994年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方です。

（1）行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|---|---|-------|
| (1) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及 | 1 性に関する正しい認識と理解を児童・生徒の発達段階に応じ適切な指導を行います | 学校教育課 |
| | 2 不妊に悩む男女に対する情報提供と支援の充実に努めます | 市民生活課 |
| (2) 生涯を通し健康の保持・増進の推進 | 1 生涯を通した男女の健康増進を促進します | 社会教育課 |
| | 2 各種健康診査や検診を受けやすい体制整備を促進し、健康保持を支援します | 市民生活課 |

（2）市民の皆さまの役割

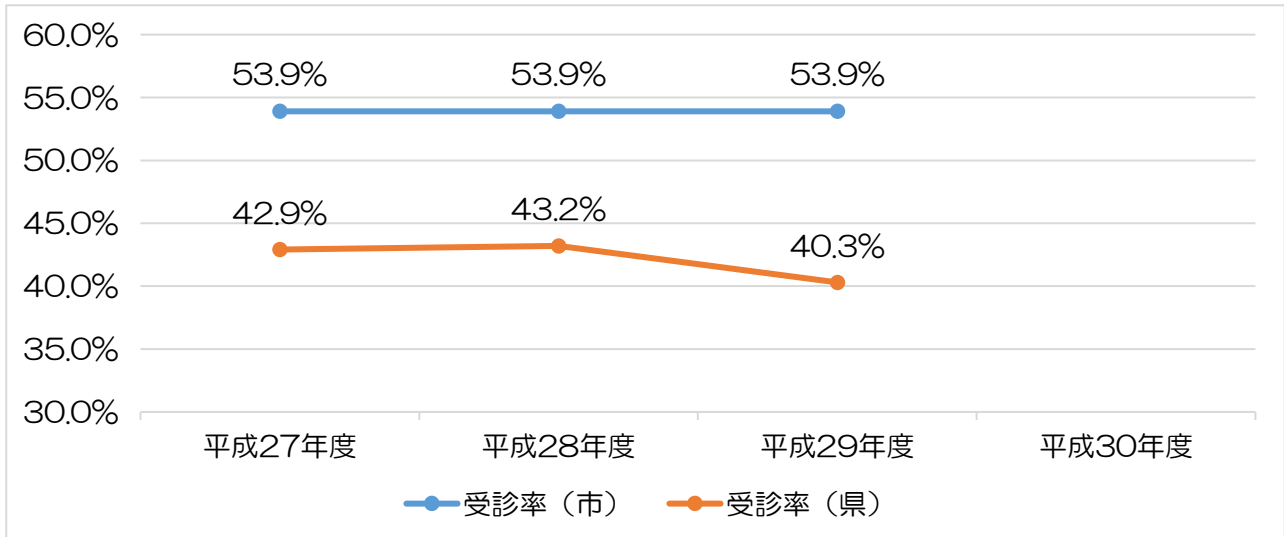
- ① 妊娠・出産等、男性と女性では健康上に異なる課題があることを理解しましょう。
- ② 健康診断を積極的に受け、健康意識の向上に努めましょう。
- ③ スポーツや趣味を通して体力づくりや生きがいづくりを行いましょ。

（3）指標

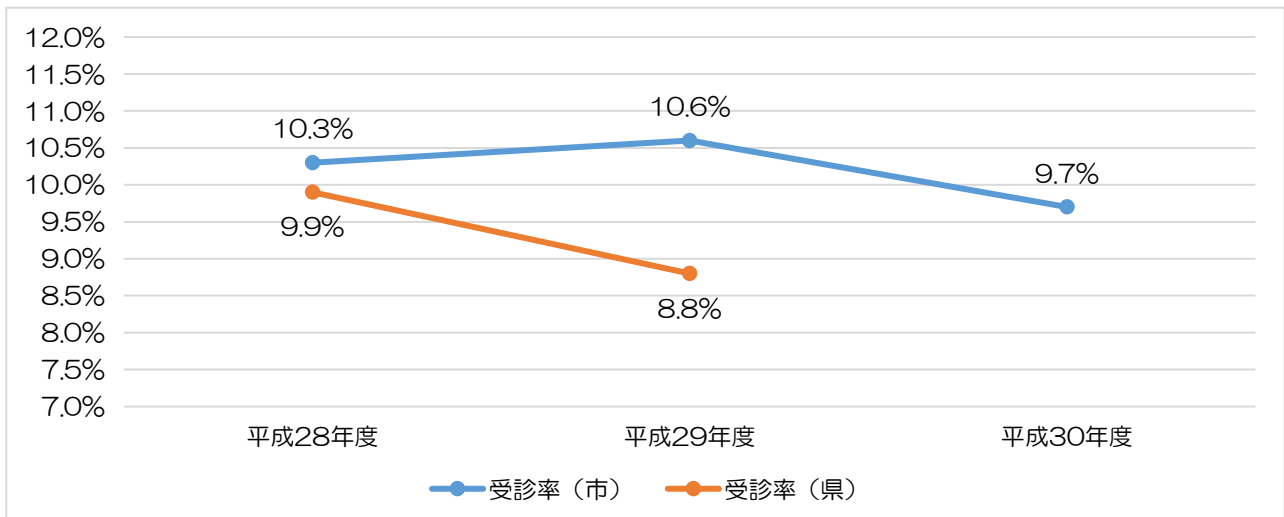
| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状（年度） | R6 年度目標 |
|-----|--------------------------------------|---------|---------------|---------|
| 5 | 乳がん検診の受診率 | 市民生活課調べ | 9.7% (R1) | 増加 |
| 6 | 特定健康診査（集団検診・人間ドック）の受診率（40～74歳で国保加入者） | 市民生活課調べ | 調整中% (H30) | 60% |

※6特定健康診査の受診率については、確定数値は3月頃確定の予定です。

●特定健康診査の受診率（40～74歳で国保加入者）



●乳がん検診（マンモグラフィ）の受診率



資料：令和元年度「佐渡市の福祉・保健・医療・環境」

【コラム】 妊娠期や不妊治療について～優しい職場環境とは?～

近年の晩婚化等を背景に、不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられています。

また、厚生労働省が行った調査によると、仕事と不妊治療の両立ができず、16%の方が離職しているというデータがあります。人材を失うことは、事業所にとっても大きな損失です。

仕事と不妊治療の両立について、職場でも理解を深め、働きやすい職場環境を整えることは事業所にとってもメリットがあるはずです。

〈事業所で行える不妊治療のサポート例〉

- ◎通院に必要な時間だけ休暇がとれるよう、年次有給休暇を時間単位取得できるようにする
 - ◎不妊治療を目的で利用できるフレックスタイム制を導入し、出退勤時刻の調整をできるようにする
- 不妊治療だけではなく、これらの配慮は妊娠期の女性にも優しい職場環境といえるでしょう。上記だけではなく、育休の取りやすい職場の雰囲気醸成等に取り組みましょう。

2 基本目標Ⅱ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる環境づくり

少子高齢化の進行や雇用状況などの社会変化に伴い、市民の生き方が多様化しているなかで、いきいきと安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、多様な生き方を選択することができ、個が尊重され、個人が能力に応じて力を発揮することができる環境づくりが重要です。

しかしながら、現状では子育てや介護などの多くを女性が担っていたり、男性は社会的責任が重くなりすぎてしまったりしています。

そのため、女性がさらに活躍できるような職場環境づくりや、悩んだ際に助けを求められる環境づくりが必要です。

また、外国人やひとり親家庭など貧困等生活上の困難に苦慮している方に対応するとともに、貧困等を防止するための取組も必要です。

さらに、安心して暮らせる環境を整備するには、防災・災害復興等への男女共同参画を促進していくことも大切です。

重点目標

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 3 男性にとっての男女共同参画
- 4 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり
- 5 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備
- 6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築
- 7 国際理解の促進と在住外国人のまちづくりへの参加促進

重点目標1 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 平成 19 年4月の男女雇用機会均等法の改正施行により、性別による差別禁止の範囲が拡大されるとともに、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いが禁止されるなど、雇用の分野においても男女の均等な機会と待遇の確保などを図る整備が推進されています。
- また、平成 27 年9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行により、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である旨が明文化されました。
- 今後さらに家族形態やライフスタイルの多様化など社会を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、男女が互いに尊重しあうためには、第1次産業から第3次産業まで、幅広い働く場において、働きやすい職場環境の整備を進めることが重要です。

(1) 行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|----------------------------|--|--------------|
| (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 | 1 男女雇用機会均等法において、雇用管理における性別を理由とする差別の禁止等の周知に努めます | 総務課 地域振興課 |
| | 2 職場におけるハラスメントの防止に向けた研修や啓発に努めます | 総務課 地域振興課 |
| | 3 ハッピー・パートナー企業登録に向けた周知啓発を行います | 企画課 |
| (2)個人の能力が発揮できる就業環境に向けた支援 | 1 働きやすい企業や業界に関する情報を収集し、情報提供に努めます | 地域振興課 |
| | 2 性別によることなく、個人の能力に応じて起業、就職、再就職が目指せるように支援します | 地域振興課 |

(2) 市民の皆さまの役割

- ① 男女雇用機会均等法を遵守し、様々な場面で男女格差をなくしましょう。
- ② 相手のことを思いやり、ハラスメントを撲滅しましょう。

(3) 事業主の皆さまの役割

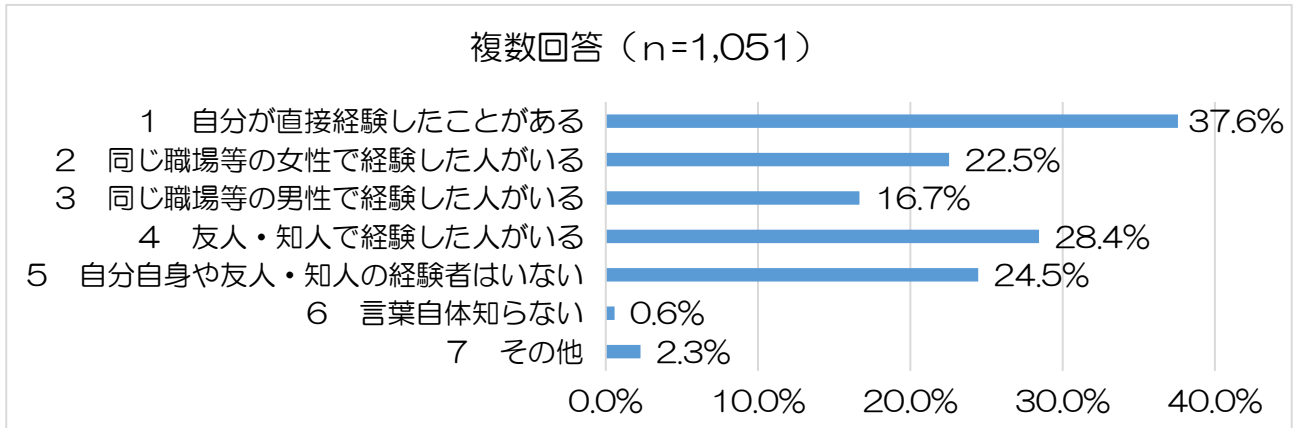
- ① 公正な採用選考を行いましょ。
- ② 職場内のハラスメント対策に取り組みましょ。
- ③ 個人の能力が発揮できるよう、適正な人員配置や人材確保に努めましょ。

(4) 指標

| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状(年度) | R6 年度目標 |
|-----|-----------------------------|--------|---------------|---------|
| 7 | ハラスメントを「自分が直接経験したことがある」人の割合 | 市民意識調査 | 37.6% (R1) | 減少 |

| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状（年度） | R6 年度目標 |
|-----|--|-------|----------------|---------|
| 8 | 性別により評価されることがないよう、人事考課基準を明確に定めている割合 | 事業所調査 | 29.1% (H29) | 増加 |
| 9 | 妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある事業所の割合 | 事業所調査 | 18.0% (H29) | 増加 |

●ハラスメントを受けたことがあると回答した人の割合

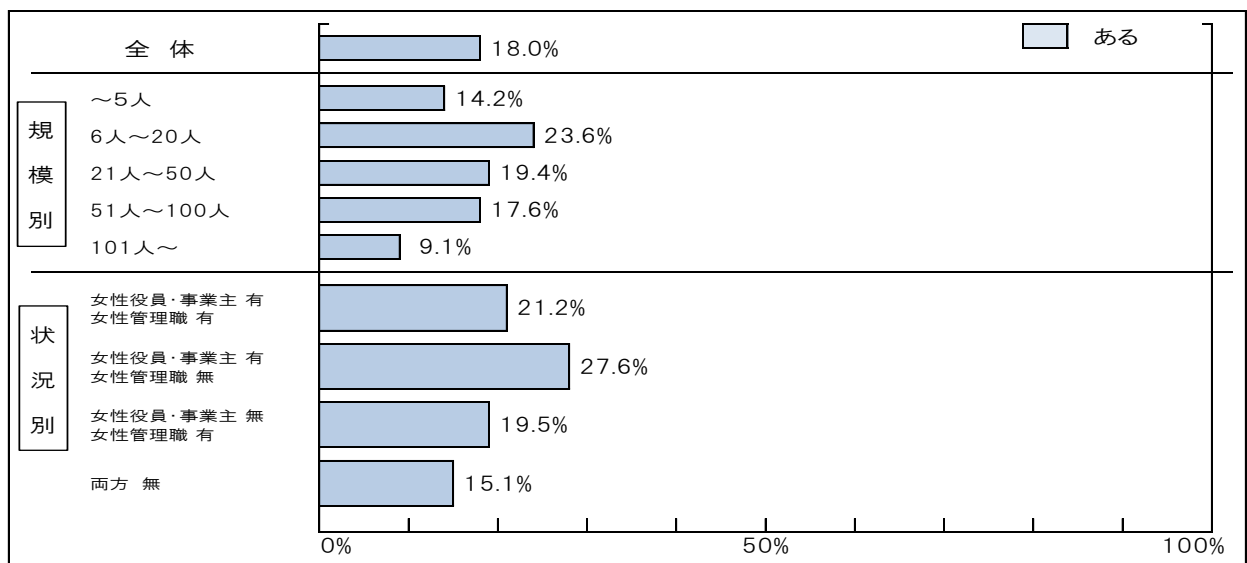


資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●性別により評価されることがないよう、人事考課基準を明確に定めている割合

| 取組内容 | 実施している | | 実施していない | | 検討中 | | 無回答 | |
|-----------------------------------|--------|-------|---------|-------|------|------|------|-------|
| | 事業所数 | 比率 | 事業所数 | 比率 | 事業所数 | 比率 | 事業所数 | 比率 |
| 性別により評価されることがないよう、人事考課基準を明確に定めている | 241 | 29.1% | 390 | 47.1% | 80 | 9.7% | 117 | 14.1% |

●妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度の状況



資料：市「平成 29 年度 佐渡市男女共同参画実態調査（事業所アンケート）」

重点目標2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

- 内閣府の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が現実化した社会について、『国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会』と定義しています。
- 男女がともに充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活・地域活動等のバランスを取りながら、多様化している個人の状況に応じて生き方が選択できることが大切です。
- 市民意識調査においても、男女共同参画に関する催しものがあった際に、参加してみたいか尋ねたところ、45.2%が参加したくないという回答でしたが、参加したくない理由をみると、「仕事が忙しく、休みの日は育児・介護が忙しいため参加できない」のような、「参加できない」理由の記述も多く見られました。
- そのため、一人ひとりのライフステージに応じて多様な働き方を選択し、仕事と生活の調和を実現していくことができるよう意識啓発と支援に努めていきます。

（1）行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|--------------------------|--|--------------|
| (1) 仕事と生活の調和に向けた意識啓発 | 1 それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる就業環境整備に向け、各種制度の周知・啓発に努めます | 総務課 地域振興課 |
| | 2 育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます | 総務課 地域振興課 |
| (2) 多様なライフスタイルに対応するための支援 | 1 放課後児童クラブ等、放課後の子どもたちの安心・安全な居場所の確保に努めます | 子ども若者課 |
| | 2 在宅サービス、施設サービスなど介護サービスの充実を図ります | 高齢福祉課 |

（2）市民の皆さまの役割

- ① 男女が互いに協力して、仕事と家庭・地域活動を両立させましょう。
- ② 男女が共に育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりに努めましょう。
- ③ 個人を尊重し、多様なライフスタイルを社会全体で支えていきましょう。

（3）事業主の皆さまの役割

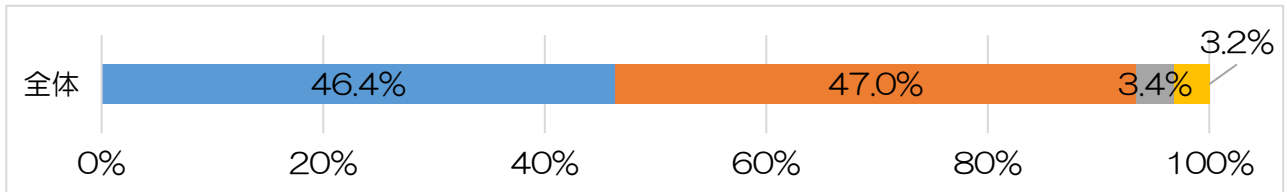
- ① 従業員が仕事と家庭・地域活動を両立しながら、働き続けられる職場環境づくりに努めましょう。

（4）指標

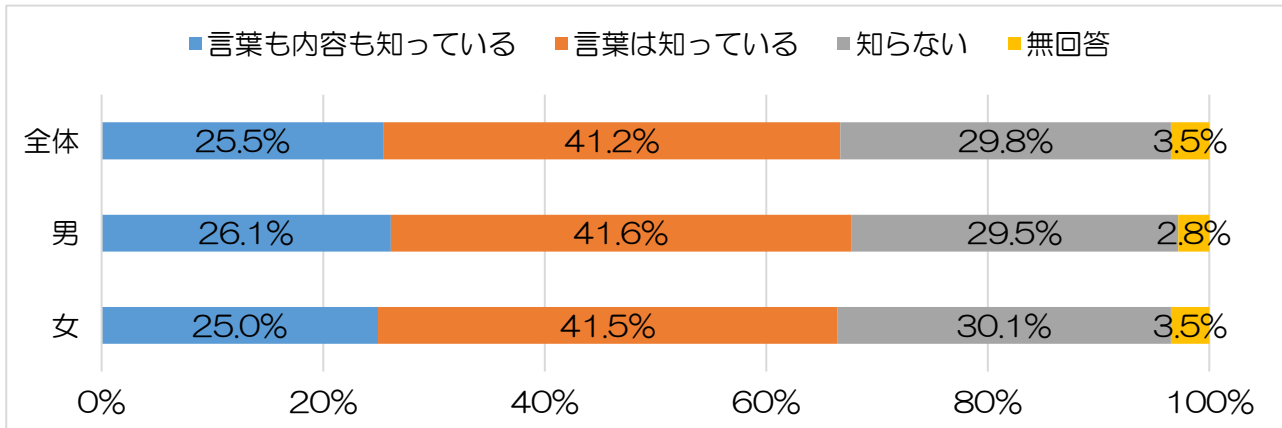
| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状（年度） | R6 年度目標 |
|-----|-------------------------|--------|---------------|---------|
| 10 | 働き方改革について「内容を知っている」人の割合 | 市民意識調査 | 46.4% (R1) | 増加 |

| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状（年度） | R6 年度目標 |
|-----|--------------------------------------|--------|----------------|---------|
| 11 | ワーク・ライフ・バランスについて「内容まで知っている」と回答した人の割合 | 市民意識調査 | 25.5% (R1) | 増加 |
| 12 | 介護休業制度について内容を「知っている」と回答した人の割合 | 市民意識調査 | 56.6% (R1) | 増加 |
| 13 | 仕事と家庭の両立支援制度を整備している割合 | 事業所調査 | 29.3% (H29) | 増加 |

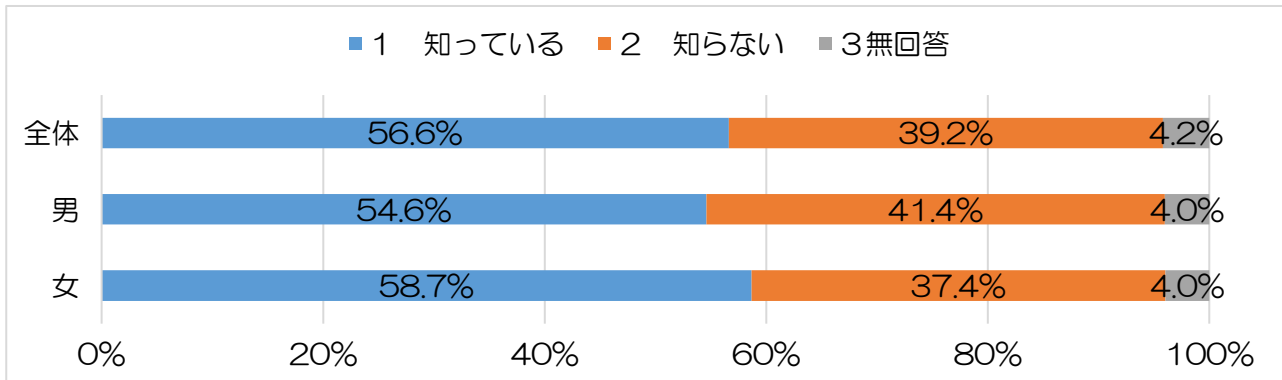
●働き方改革について「内容を知っている」人の割合



●ワーク・ライフ・バランスの認知度



●介護休業制度について



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

●仕事と家庭との両立支援制度を整備している事業所の割合

| 取組内容 | 実施している | | 実施していない | | 検討中 | | 無回答 | |
|----------------------|--------|-------|---------|-------|------|-------|------|-------|
| | 事業所数 | 比率 | 事業所数 | 比率 | 事業所数 | 比率 | 事業所数 | 比率 |
| 仕事と家庭との両立支援制度を整備している | 243 | 29.3% | 394 | 47.6% | 88 | 10.6% | 103 | 12.4% |

資料：市「平成 29 年度 佐渡市男女共同参画実態調査（事業所アンケート）」

重点目標3 男性にとっての男女共同参画

【現状と課題】

- 男女共同参画社会の実現のためには、女性だけではなく男性も男女共同参画の意義を理解し、性別の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、あらゆる場面で男女が共に支え合うことが重要です。
- また、男性は、男性であるがゆえに社会的な重圧や長時間労働等の悩みを抱えており、このことは精神的負担や自殺者の増加の要因の一つと考えられています。
- 平成 25 年から平成 29 年の合計では、本市の男性の自殺者は女性の約 3 倍であり、大切ないのちを守るためにも相談しやすい環境を整える必要があります。
- 男女共同参画社会の実現は、男性がより暮らしやすくなるものでもあることを周知し、社会的責任を共有していくことの必要性の周知や、育児・介護休業制度の利用等を通して、男性の家庭生活や地域活動への参画の重要性を周知していくことが必要です。

(1) 行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| (1)男性が抱える困難への対応 | 1 誰もが相談しやすい相談体制の充実に努めます | 社会福祉課 市民生活課 |
| (2)男性の家事・育児・介護等への参画の促進 | 1 男性の働き方を見直せるように事業所への意識啓発に努めます | 地域振興課 |
| | 2 男性が家事・育児・介護を学ぶ機会の提供と参加を促進します | 市民生活課 子ども若者課 高齢福祉課 |

(2) 市民の皆さまの役割

- ① 悩んだときは、迷わず誰かに相談するようにしましょう。
- ② 男女共同参画は女性だけのものではないということを男性も理解し、積極的に家事・育児・介護に参加しましょう。
- ③ 「男性だから」という意識にとらわれないようにしましょう。

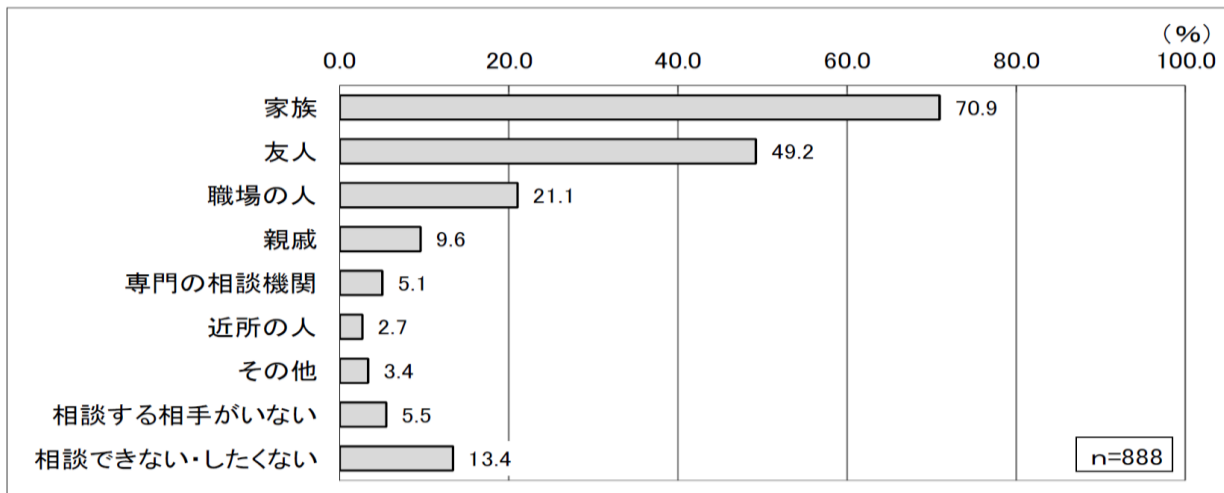
(3) 事業主の皆さまの役割

- ① 男性も育児・介護休業等を取得しやすい職場環境づくりに努めましょう。

(3) 指標

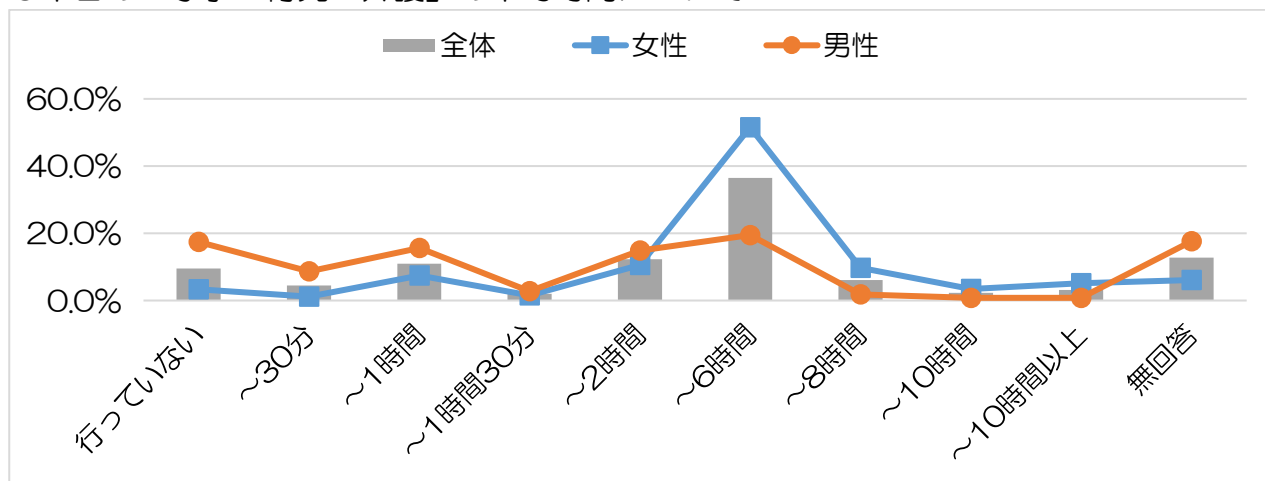
| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状（年度） | R6 年度目標 |
|-----|-----------------------------------|---------|-------------------|-----------|
| 14 | 悩みを抱えたとき、誰にも相談する相手がいないと回答した人の割合 | 市民生活課調べ | 5.5% (H29) | 減少 |
| 15 | 男性の平日 1 日の生活時間のうち、家事・育児・介護などの平均時間 | 市民意識調査 | 1 時間 55 分 (R1) | 2 時間 00 分 |

●悩みを抱えたとき、誰に相談しようと思うか。



資料：平成 29 年度 佐渡市こころの健康づくりに関するアンケート調査（成人）

●平日の「家事・育児・介護」の平均時間について



資料：市「令和元年度 佐渡市男女共同参画に関する市民意識調査」

【コラム】 相談しやすい環境づくりとは？

人には、家庭・地域・職場など様々な居場所があります。そのそれぞれの居場所において、相談しやすい環境であることが重要です。

◇家庭・地域で・・・

- ・相手の反応を見ながら、自分が使う言葉やフレーズを考える。
- ・相づちをうちながら、話を聞く。

◇職場で・・・

- ・相談窓口を設置する。
- ・職場の雰囲気づくりをする。

職場においては、相談窓口を明確化することで、ハラスメントの早期発見や防止等の対策にもなります。

重点目標4 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり

【現状と課題】

- 本市では、自然減少・社会減少を合わせ、毎年約 1,000 人が減少しています。平成 30 年度末時点の総人口は 54,656 人であり、総人口に対し 65 歳以上の方の割合は、22,497 人と、全体の 41.2%を占めています。
- 全国的にも高齢者・障がい者の割合が、年々増加している中で、全ての人生きがいをもち、共に協力し合い、支え合い、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会が求められています。
- また、市民意識調査の結果においても、家庭における介護の負担は主に女性が担っている傾向があるため、介護が必要な人を社会全体で支えていく仕組みをつくる必要があります。
- 加えて、高齢者・障がい者も社会を支える重要な一員としてとらえ、住み慣れた地域で活躍、または安心して暮らすための環境づくりに努めることが必要です。

(1) 行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|-----------------------------|--------------------------------------|----------------|
| (1) 高齢者・障がい者の社会参画支援 | 1 老人クラブ等の事業を通じ、高齢者の自主的な活動を支援します | 高齢福祉課 |
| | 2 障がい者が地域で生きがいをもち、暮らしやすい仕組みを整備します | 社会福祉課 |
| (2) 高齢者・障がい者が安心して暮らせるしくみづくり | 1 高齢者・障がい者の生活を包括的に支援します | 社会福祉課 高齢福祉課 |
| | 2 介護負担を軽減するサービスの充実や人材育成等生活支援体制を整備します | 高齢福祉課 |

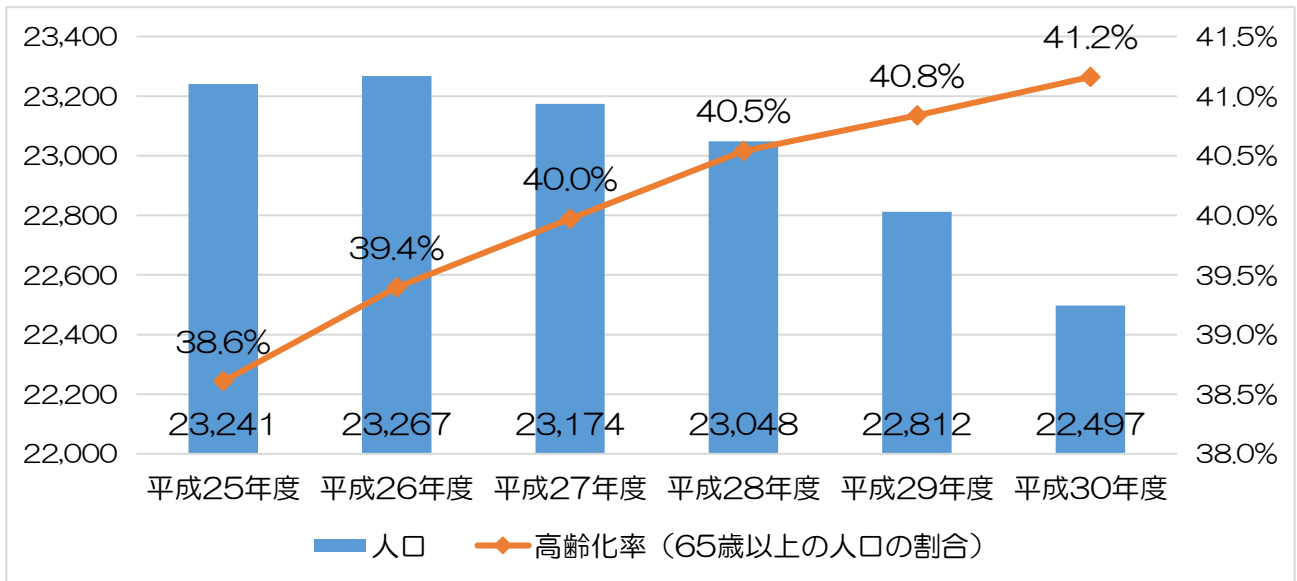
(2) 市民の皆さまの役割

- ① 高齢者・障がい者も地域の一員として認識し、地域全体で助け合う仕組みをつくりましょう。

(3) 指標

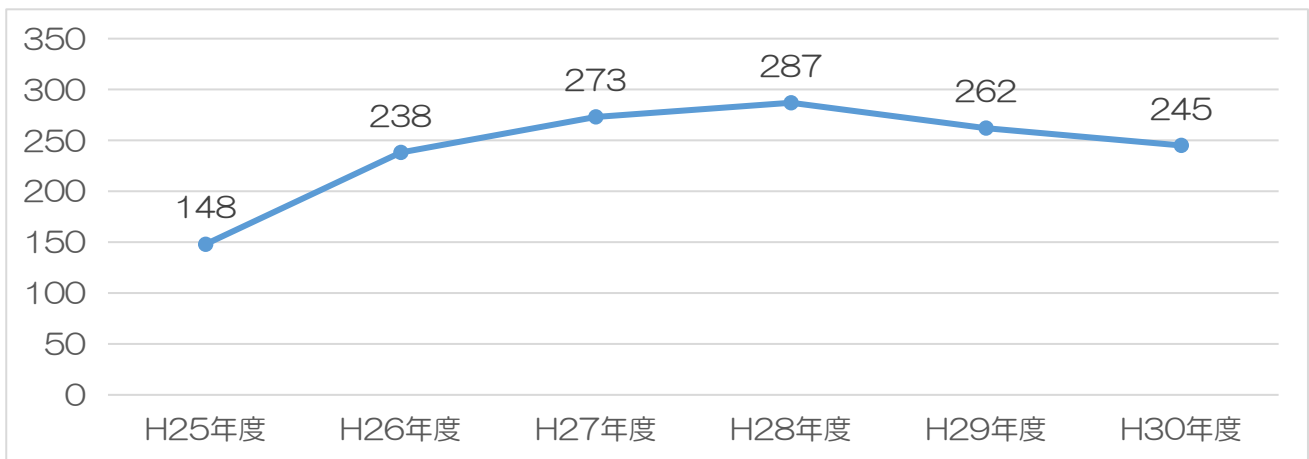
| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状（年度） | R6 年度目標 |
|-----|-----------------------|---------|------------------|------------------------|
| 16 | 介護保険ボランティアポイント制度の登録者数 | 高齢福祉課調べ | 245 人 (H30) | 300 人 |
| 17 | 認知症サポーターの人数 (累計) | 高齢福祉課調べ | 7,821 人 (H30) | 10,000 人 (R2 までの目標) |

●佐渡市の高齢者人口、高齢化率の推移（各年度3月31日時点）



資料：佐渡市住民基本台帳人口

●介護保険ボランティアポイント制度の登録者数の推移



資料：高齢福祉課調べ

【コラム】障がい者雇用について

本市では、障がいのある方の就労についても相談にのっています。

障がいがあって、就労についてお悩みの方は、下記までご連絡ください。

佐渡市役所 社会福祉課 社会福祉係 電話：0259-63-5113

重点目標5 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

- 経済状況や少子高齢化、結婚や離婚に対する意識の変化などに伴い、非正規雇用の増加をはじめとする就業構造の変化や単身世帯・ひとり親世帯が増加し、不安定雇用や収入格差による貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。
- 貧困や社会的孤立等の困難を抱えている人は、複合的な課題を抱えている場合が多く、容易に現状を打開できないケースが増加しています。
- 特に母子家庭の平均年収は一般的家庭と比べて低い水準にあり、経済的に困難を抱えています。
- このため、生活困窮者への自立支援と生活意欲の助長を図ることにより、安定した生活が送れるよう支援をしていくことが重要です。
- 貧困等により困難を抱えた人々に対し、それぞれの状況に応じた支援を充実させ、誰もが安心して暮らせる環境整備を進めていくことが重要です。

(1) 行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|----------------|-----------------------|--------|
| (1)生活困窮者への自立支援 | 1 生活困窮者への総合的な支援を行います | 社会福祉課 |
| (2)ひとり親家庭への支援 | 1 ひとり親家庭への総合的な支援を行います | 子ども若者課 |

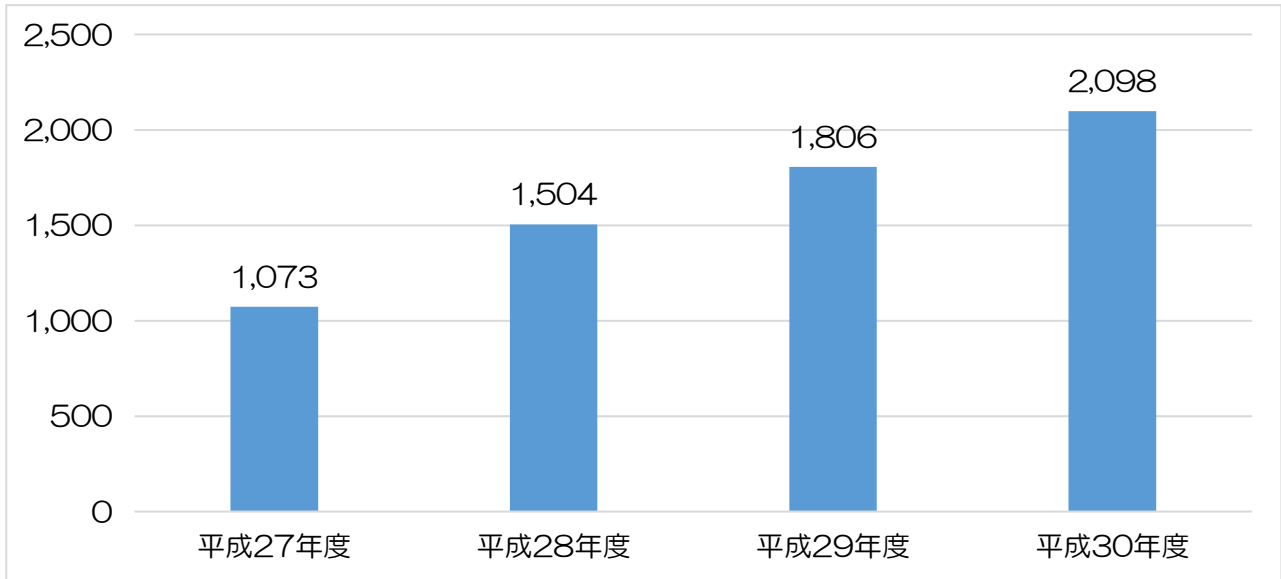
(2) 市民の皆さまの役割

- ① 収入が不安定で、生活費のやりくりに困っているなど、生活や経済的な困りごとがあったら、1人で悩まず相談するようにしましょう。

(3) 指標

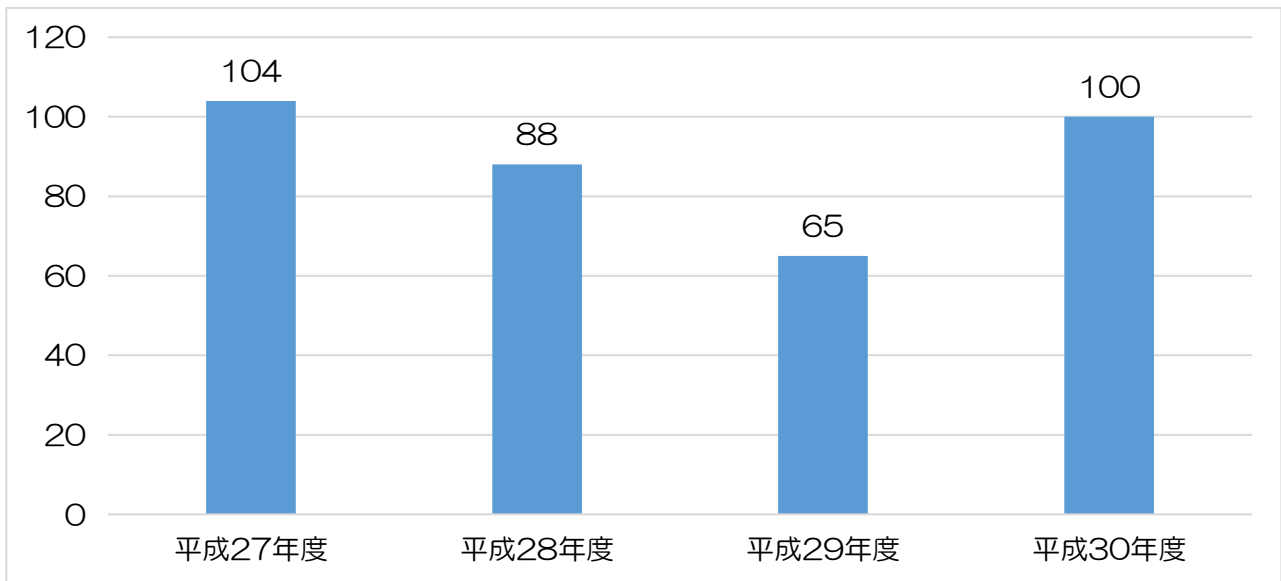
| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状(年度) | R6 年度目標 |
|-----|-----------------------------------|----------|---------------------|---------|
| 18 | 自立相談支援の相談援助件数 | 社会福祉課調べ | 2,098 件 (H30 年度) | 増加 |
| 19 | ひとり親家庭において、悩みがあるときに、相談すると回答した人の割合 | 子ども若者課調べ | 82.6% (H30 年度) | 90% |

●自立相談支援における相談援助件数



資料：社会福祉課調べ「佐渡市の福祉・保健・医療・環境」

●ひとり親家庭の相談件数（延べ数）の推移



資料：子ども若者課調べ

重点目標6 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築

【現状と課題】

- 災害発生時における避難所等での様々な場面において、性別に配慮した支援の課題が明らかになっています。
- 本市においても、平成29年7月の豪雨や、平成30年2月の大寒波等自然災害が発生しており、今後も地球温暖化等の影響を考えると、災害対策の強化をさらに進める必要があります。
- そのため、地域においても男女共同参画の視点を取り入れることや、避難所運営等において様々な視点に配慮した防災体制を構築していくことが重要です。

(1) 行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|----------------------|--|-------|
| (1) 様々な視点に配慮した防災体制構築 | 1 防災計画や災害対応マニュアル等市の防災対策に女性や要配慮者等の視点を取り入れます | 防災管財課 |
| | 2 災害時の避難所運営等、様々な場面において、男女共同参画の視点に配慮した対応となるよう、市民を対象とした研修会を開催します | 防災管財課 |

(2) 市民の皆さまの役割

- ① 自主防災組織では、女性や要配慮者に留意した避難体制を普段から考えていきましょう。

(3) 指標

| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状(年度) | R6 年度目標 |
|-----|----------------------------|---------|--------|---------|
| 20 | 研修会等を受け、防災意識が向上したと回答した人の割合 | 防災管財課調べ | — | 増加 |



【コラム】男女共同参画の視点を取り入れた防災対策とは

災害時には、避難所など様々な場面において、年齢、性別、身体的状況などに違いがあることを前提とした支援体制を構築する必要があります。

避難所設営等においては、例えば・・・

- ◎プライバシーを確保できるよう仕切りを設置する
- ◎男女でトイレをわけ
- ◎乳幼児が安全に遊べる空間の確保や乳幼児のいる家庭用のエリアを設ける

この他にも、地域で防災体制を考える際には、女性も参加できるような会をもち、女性の視点や声も反映できるようにしましょう。

重点目標7 国際理解の促進と在住外国人のまちづくりへの参加促進

【現状と課題】

- 男女共同参画の取組は、国際的な動きに影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解と興味関心を深めていくことが必要です。
- また、近年は日本に在住する外国人も増加しています。本市においても外国人の方は、毎年200名程度在住しています。
- 外国人住民の男女比については、どの年度においても女性が男性の約3倍程度在住しています。
- 外国人は、家庭生活や教育などのあらゆる場面で言語や文化、生活習慣が異なることから様々な課題を抱えています。しかしながら、地域との関わりも少なく相談相手がいないため、課題解決が困難な状況です。
- さらに今後は、外国にルーツを持った子どもたちが増加することも予測されるため、外国の生活習慣や文化を認め合い、佐渡に住む外国人を同じ地域の構成員として対等な関係を築けるようにし、異文化理解の促進や在住外国人も安心して暮らせるような環境づくりを進めていく必要があります。

(1) 行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|---------------|-------------------------------------|----------------|
| (1) 国際理解への取組 | 1 異文化に触れ合う機会を提供し、国外への興味関心を促します | 学校教育課 社会教育課 |
| (2) 在住外国人への支援 | 1 ボランティア、市民活動団体と連携した相談体制づくりや支援を行います | 市民生活課 |
| | 2 医療・福祉における多様な言語での受け入れ態勢の整備を推進します | 市民生活課 |

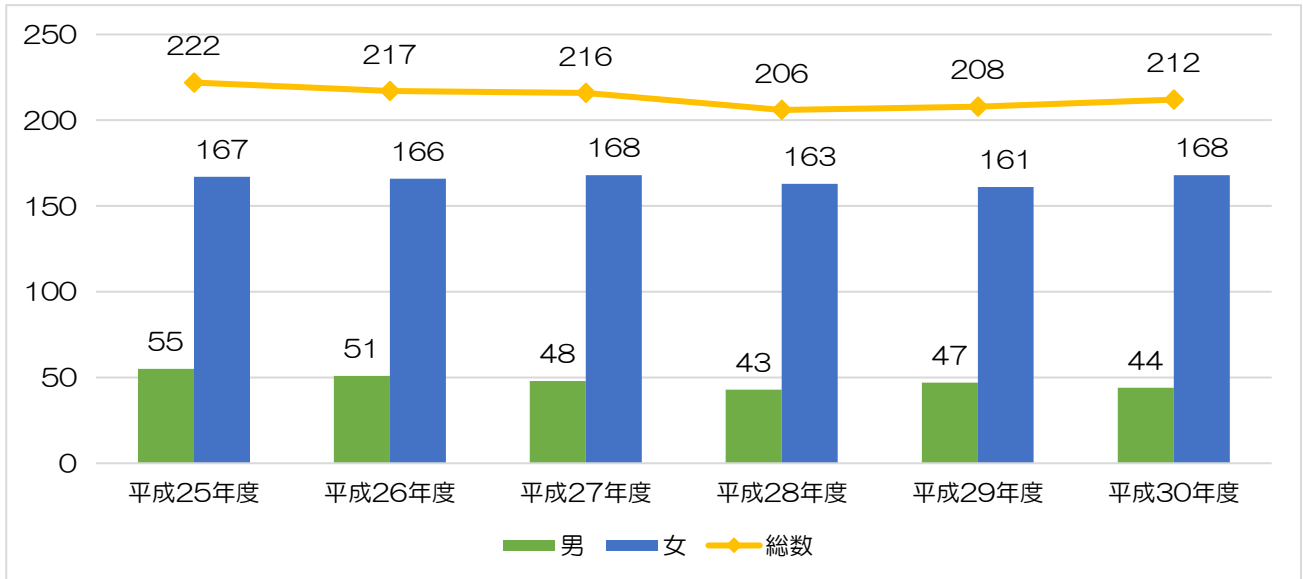
(2) 市民の皆さまの役割

- ① 佐渡に住む外国人の文化や習慣を理解し、外国人を地域の一員として認め、お互いに協力していきましょう。

(3) 指標

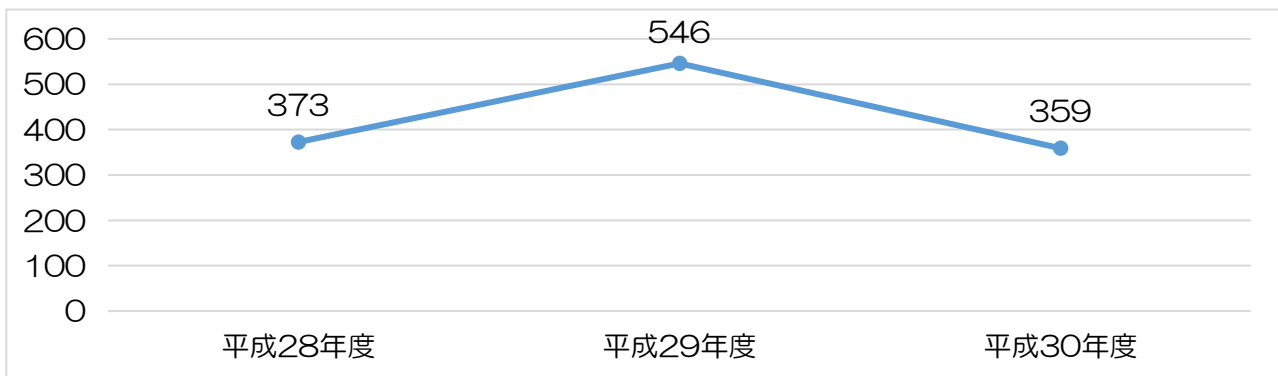
| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状(年度) | R6 年度目標 |
|-----|-----------------|---------|---------------|---------|
| 21 | 公民館講座(外国語)の参加人数 | 社会教育課調べ | 359人 (H30) | 増加 |

●佐渡市における外国人住民の推移（各年度末時点）



資料：佐渡市住民基本台帳人口

●公民館講座（外国語）の参加人数の推移



資料：社会教育課調べ

【コラム】 様々なハラスメント

ハラスメントとは、相手に対して行われる「嫌がらせ」のことで、性的な嫌がらせを行う（セクシャルハラスメント）、地位や権力などを背景に相手に嫌がらせを行う（パワーハラスメント）など様々なハラスメントがあり、ハラスメントは行う方の意識の有無に関係がないため、たとえ本人にそのつもりがない場合でも相手を傷つける行為等は、ハラスメントに該当します。

上記のハラスメント以外にも・・・

- ◎モラルハラスメント（肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的な嫌がらせ）
- ◎アルコールハラスメント（飲酒に関連する嫌がらせ）
- ◎ジェンダーハラスメント（「男らしさ」「女らしさ」を強要される嫌がらせ）
- ◎マタニティハラスメント（職場において妊婦に対して行われる嫌がらせ）

この他にも、様々なハラスメントがありますが、どれも本人にその気はない場合でも、相手方を傷つける行為はハラスメントに該当します。

3 基本目標Ⅲ 女性の活躍できる社会づくり

近年では、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して活躍することが一層重要となっていることに鑑み、国では平成 27 年 9 月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

しかし、本市の女性管理職の割合も 4.8%と女性の登用率が低いのが現状です。男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的に共存し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現のためには、少子高齢化、福祉、防災、国際理解等、市民生活に身近な問題について、男女があらゆる意思決定の場に関わり、共に責任を担っていくことが重要です。

また、男女共同参画は女性のみの問題ではなく、全ての人に当てはまるものです。男性、高齢者、障がい者、在住外国人等がそれぞれの課題に対して、その解決に取り組む必要があります。

そのため、意思決定の場への女性の参画を進めながら、あらゆる立場の人が社会に参画できるように社会づくりを行います。

重点目標

- 1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進
- 2 農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進

重点目標1 あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進

【現状と課題】

- 市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合や市職員の女性管理職の割合を見ると政策・方針決定の場に女性が少ない現状があることから、女性の意見を反映する機会を増やすことにより、男女の調和がとれた社会の実現が可能になります。
- そのため、女性が社会におけるあらゆる分野で能力を発揮することができるよう、女性の参画意欲を高め、スキルアップできる体制を整備する必要があります。

(1) 行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|--------------------------------|---|-----|
| (1)各種附属機関・懇談会・団体等における女性の積極的な登用 | 1 市の附属機関・懇談会等における女性の登用を積極的に取り組みます | 全課 |
| | 2 市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合を定期的に調査します | 企画課 |
| | 3 市女性職員の育成・係長以上の役職への登用を推進します | 総務課 |
| (2)地域の活動団体における女性参画の促進 | 1 女性の参画を促進する団体、グループ、NPO等を支援し、地域の活動団体への女性の参画を促進します | 全課 |

(2) 市民の皆さまの役割

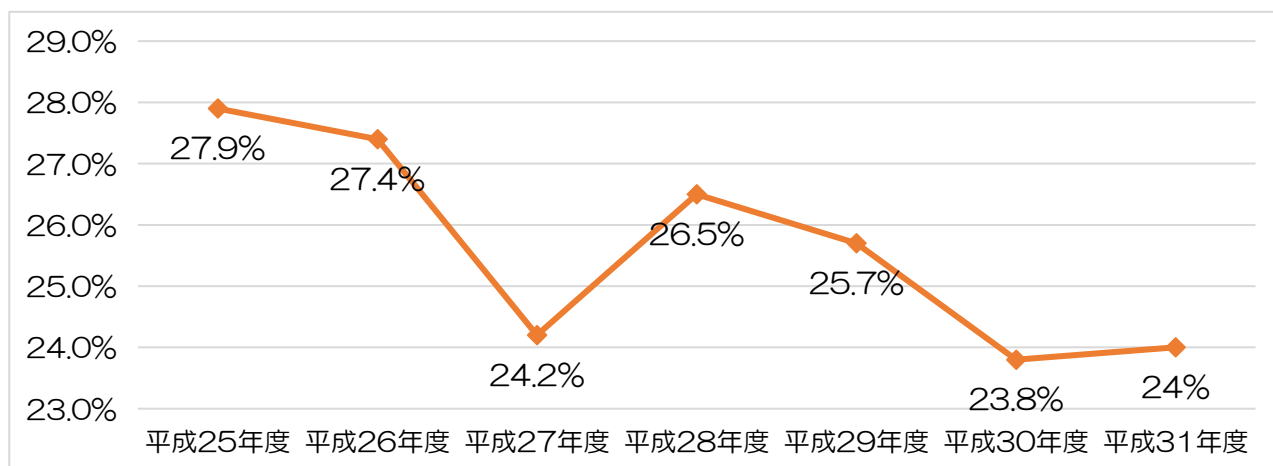
- 市の附属機関・懇談会等に女性が積極的に参加できるように協力しましょう。
- 地域の活動団体・グループ等に積極的に参加しましょう。

(3) 指標

| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状(年度) | R6 年度目標 |
|-----|------------------------|-------|---------------|---------|
| 22 | 市の附属機関・懇談会等における女性の登用割合 | 企画課調べ | 24.0% (R1) | 30% |

●附属機関・懇談会等における女性の登用率

(平成25年度～平成29年度は4月1日時点、平成30年度～令和元年度は、5月1日時点)



資料：企画課調べ

【コラム】女性の登用率 30%を目指す

国の取組に、〈2020年30%〉という取組があります。これは、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度とする」という内閣府男女共同参画局が平成15年に掲げた目標です。

他国の目標値も30%以上で設定されていることが多く、この30%目標値は「クリティカル・マス」と呼ばれており、1990年の「国連ナイロビ将来戦略勧告」によって世界的に妥当なものだと確認された数値です。

10%、20%でも効果はありますが、より影響を大きくするには30%が基準となっています。

重点目標2 農業や商工業等自営業の男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 農業や商工業等自営業において、女性は生産や経営の担い手として重要な役割を果たしているものの、経営方針の決定においては関与が不十分です。また、農業や商工業等自営業は働く場と生活の場が一体になっていることが多く、女性は労働のほかに、家事・育児・介護など生活面の負担が大きくなっている傾向がみられます。
- そのため、農業や商工業等自営業に携わる女性の経営参画を促進し、その役割が正に評価され、また、ワーク・ライフ・バランスの観点からも快適で働きやすい労働環境を整備することが必要です。

(1) 行政の役割

| 施策の方向 | 具体的な施策 | 主管課 |
|---------------------------|---|-------------------|
| (1) 農業における女性の経営参画の促進 | 1 家族経営協定※の締結を促進します | 農業政策課 農業委員会事務局 |
| | 2 女性が力をつけ能力が十分に発揮できるよう、生産や経営管理の知識・技術を習得するための研修機会の提供を推進します | 農業政策課 |
| (2) 商工業等自営業における女性の経営参画の促進 | 1 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります | 地域振興課 |
| | 2 女性の参画を促進するため、経営に関して必要な技術や知識の習得のための研修機会の提供を推進します | 地域振興課 |

※家族経営協定

家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件、就業環境について話し合いのうえ、取り決めをするものです。

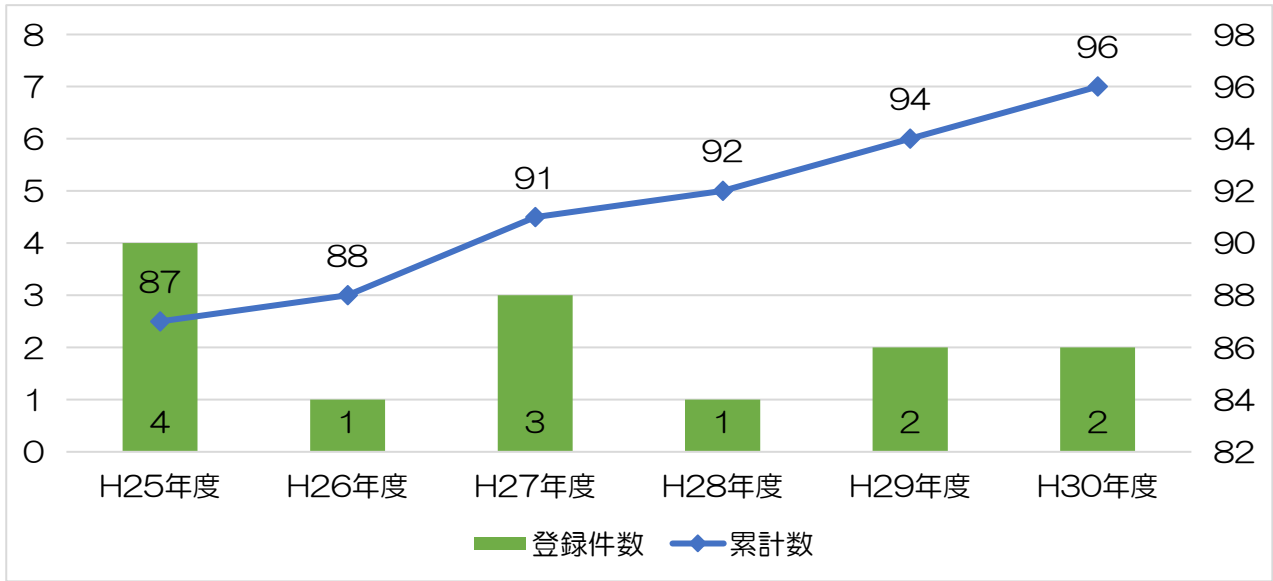
(2) 市民の皆さまの役割

- ① 経営方針、報酬や労働時間等について話し合い、パートナーが対等な関係であることを認識するとともに、生活面においても家事・育児・介護などをお互い負担できるよう意識することに努めましょう。

(3) 指標

| No. | 指標 | 算出方法等 | 現状（年度） | R6 年度目標 |
|-----|----------------------|------------|-------------|---------|
| 23 | 農業における家族経営協定の締結数（累計） | 農業委員会事務局調べ | 96件 (R1) | 105件 |
| 24 | 女性の起業支援件数（累計） | 地域振興課調べ | 8件 (H30) | 増加 |

●農業における家族経営協定の各年度の登録件数と累計数の推移



資料：農業委員会事務局調べ